相模原市監查委員公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づきこども・若者未来局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年12月24日

相模原市監査委員 髙 梨 邦 彦

同 橋本愼一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和3年8月4日から同年12月23日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

こども・若者未来局

(2) 対象年度

令和3年度。ただし、必要に応じて令和2年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課等

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課等
(1)療育センター使用料の徴収に 関する事務	中央子育て支援センター
(2) こどもセンターの管理運営に 関する事務	こども・若者支援課(星が丘こどもセンター、並木こどもセンター、上溝南こどもセンター、向陽こどもセンター、 清新こどもセンター、大沼こどもセンター)
(3)保育園等の管理運営に関する 事務	保育課(大沼保育園、新磯保育園、相武台保育園)
(4) 委託料の支出に関する事務	こども・若者支援課(こどもセンターの管理運営に関する事務に限る。)、保育課(保育園等の管理運営に関する事務に限る。)、児童相談所総務課
(5)負担金、補助及び交付金の支 出に関する事務	こども・若者支援課(青少年学習センター)、こども家庭課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 療育センター 使用料の徴収に 関する事務	① 徴収が適正に 行われないリス ク	ア 調定額の算定は適正か。また、 計算に誤りはないか。 イ 納入の通知は適正に行われて いるか。
(2)こどもセンター の管理運営に関 する事務	 び具等において事故が発生するリスク 施設の管理運営が適切に行われないリスク 	ア 遊具等の維持管理は安全確保 の観点から適切に実施されてい るか。 イ 施設は安全性を考慮して管理 運営されているか。
(3)保育園等の管理運営に関する 事務	 遊具等において事故が発生するリスク 施設の管理運営が適切に行われないリスク 	ア 遊具等の維持管理は安全確保 の観点から適切に実施されてい るか。 イ 施設は安全性を考慮して管理 運営されているか。
(4)委託料の支出に関する事務	 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク 	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(5)負担金、補助 及び交付金の支 出に関する事務	① 算定及び支出 が適正に行われ ないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課等に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 療育センター使用料の徴収に関する事務

実績管理表、利用契約書、重要事項説明書、通所受給者証、調定書、明 細書、実績記録票、利用者負担上限額管理結果票 等

イ こどもセンター、保育園等の管理運営に関する事務

遊具等調査結果報告書、保守点検結果報告書、安全点検表、遊具点検表、 自主検査チェック票、防災・防犯訓練実施計画及び報告書 等

ウ 委託料の支出に関する事務

見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、仕様書、業務委託 報告書、支出命令書、請求書 等

エ 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務交付申請書、交付決定通知書、支出負担行為書、支出命令書、交付請求書、実績報告書、額確定通知書、精算命令書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

対象としたこどもセンター及び保育園に対し、次の事項について現地調査 を実施した。

ア 遊具の安全管理状況 等

イ 施設の安全管理状況 等

(4) ヒアリング

児童相談所総務課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

4 監査の結果

監査基準及び令和3年度財務監査及び行政監査(第2期:こども・若者未来

局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 注意事項

児童相談所総務課の委託料について調査したところ、相模原市児童相談所設備定期点検等業務委託において、ファンコイルユニット並びにエアコン室内機及び室外機について、仕様書に記載された台数が実際の台数と異なっている事例等が見られた。なお、当該契約においては、契約関係書類を見る限り、台数あたりの単価は記載されておらず、契約金額への影響があるかは判別できなかった。

今後は、仕様書の作成に当たり、対象設備の数量等の確認を確実に行うと ともに、業務報告書の確認に当たっては仕様書との突合を十分に行うよう注 意する。

(2) こども・若者未来局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第199条第14項の規定により、監査委員から監査の結果に関する報告を受けた市長等は当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならないとされている。

監査の指摘事項及び講じた措置の内容については、市長等から全庁に周知が 行われ、事務点検などにより適正な事務執行を図るよう通知がなされていると ころである。

しかしながら、措置を講じた事務について、その後に実施した監査において、 同様の不適正な事務処理を確認することがある。

こうしたことから、指摘事項等に対して講じられた措置が継続的に実施されているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の継続的執行を確保し、 内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として行政監 査を実施した。

3 監査対象事務及び監査実施課

監査対象部局に対して平成30年度に実施した財務監査及び行政監査の結果 を考慮し、選定した。

(1) 療育センター使用料の徴収に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
中央子育て支援センター	・利用契約書の契約期 間の始期が契約締結 日以前の日付	○既存のマニュアルに契約締結日が契約期間の始期以前か確認する旨を追加○複数の職員による確認の徹底

(2) 委託料の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
児童相談所総務課	・契託のは、	書面による事前承諾を行う旨を明記し、書面により承諾 〇再委託先から昇降機の遠隔監視点検 に係る報告書の受領及び適正な点検
	・仕様書等を契約書と 別に編綴・仕様書で規定する業 務計画書の承認に関 する書面の通知漏れ	○仕様書等を契約書と一体のものとして再編綴○業務計画書について、書面にて承認した旨を通知

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項 第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
指摘事項等となった不 適正な事務処理が再発す るリスク	(1)指摘事項等となった不適正な事務処理が発生した原因の分析がなされているか。 (2)規則、要綱等に基づき事務処理の手順が適切に整備され運用されているか。 (3)決裁責任者の決裁や確認がなされているか。 (4)制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。 (5)人事異動や組織改正等に伴う引継ぎは適切に行われているか。

5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法 を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

講じられた措置等が継続して取り組まれ、事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

- ア 療育センター使用料の徴収に関する事務 前回指摘事項等の改善状況、利用契約書
- イ 委託料の支出に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、再委託承認申請書、契約書、仕様書、報告 書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 監査の結果

監査基準及び令和3年度財務監査及び行政監査(第2期:こども・若者未来局) 実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

今回の行政監査において、こども・若者未来局における平成30年度財務監査及び行政監査の結果に基づき措置等が講じられた事項について、是正又は改善のための取組等が継続して実施され、適正な事務の執行が確保されているか

を主眼として書面調査及び聞き取り調査を実施した。

その結果、指摘事項等となった不適正な事務処理について、その発生原因の 分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に実施 されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内部 統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。

第4 工事監査

1 監査対象事務及び監査実施課

工事請負費及び需用費の施設修繕料に係る事務のうち、執行額、工事内容等 を考慮して選定した。

	監査対象事務	監査実施課	
(1)工事請負費に係る事務		
	ア 上鶴間こどもセンター空調設備改 修工事	こども・若者未来局 こども・若者支援課 財政局 財政部 契約課、公共建築課 都市建設局 技術監理課	
	一個完善人工學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學	こども・若者未来局 保育課 財政局 財政部 契約課、公共建築課 都市建設局 技術監理課	
(2	(2) 需用費の施設修繕料に係る事務		
	ア 大沼こどもセンタースロープ及び デッキ修繕	こども・若者未来局こども・若者支援課	
	イ 旧青根児童保育園復旧修繕	こども・若者未来局保育課 財政局財政部公共建築課	

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項 第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1)工事請負費に係る 事務 (2)需用費の施設修繕 料に係る事務	① 不経済な支出が 行われるリスク② 工事監督業務が 適切に行われない リスク③ 施設の品質低下 のリスク	ア 契約の方法、手続及び時期 は適切か。 イ 設計図書どおり施工されて いるか。変更指示は適切に行 われているか。 ウ 法令等を遵守して施工さ れているか。施工体制台帳は 整備されているか。 エ 検査調書等検査記録は整 備されているか。

3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法 を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書 面等を確認した。

工事設計書、契約関係図書、財務関係図書、各種届出書、工事関係図書、 完成図書、検査関係図書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

書面調査及び聞き取り調査を踏まえ、監査対象とした旧青根児童保育園復 旧修繕について現地調査を実施した。

(4) ヒアリング

保育課及び公共建築課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を 聴取した。

4 監査対象事務の概要

(1) 工事請負費に係る事務

ア 上鶴間こどもセンター空調設備改修工事契約金額 24,420,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和2年7月28日から同年12月11日まで

工事内容 機械設備(既設冷温水発生機及びファンコイルユニット撤去、 パッケージエアコン設置)

> 電気設備(既設キュービクル及び分電盤改修、電源配管配線、 天井設置機器取外し・再設置)

> 建築(天井板及び点検口撤去・新設、空調機室外機基礎補修)

イ 陽光台保育園空調設備等改修工事

契約金額 12,595,000円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和2年9月4日から令和3年1月15日まで

工事内容 機械設備(空調機の撤去・新設、ボイラー室内機器及びオイル タンク等の付帯設備の撤去)

電気設備(空調電源工事、ボイラー室改修)

建築(ボイラー室等の内装改修、フェンス設置)

(2) 需用費の施設修繕料に係る事務

ア 大沼こどもセンタースロープ及びデッキ修繕

契約金額 1,485,000円

契約方法 随意契約

契約期間 令和2年12月2日から令和3年2月26日まで

修繕内容 既存ウッドデッキ及びスロープ撤去、土間コンクリート設置

イ 旧青根児童保育園復旧修繕

契約金額 6,490,000円

契約方法 指名競争入札

契約期間 令和3年1月15日から同年3月29日まで

修繕内容 建築(園庭遊具、砂場パーゴラ、うさぎ小屋及び低木の撤去、 出入口庇及び換気フードの撤去・新設、幼児用トイレを女子 トイレに改修、大人用トイレを男子トイレに改修、保育室天 井等改修、調理室のガス給湯器、ガスレンジ、湯沸かし器撤 去)

電気設備(電灯盤、電灯設備、コンセント設備及び動力設備の

改修)

機械設備(便器等の撤去・新設、パッケージエアコンの新設)

5 監査の結果

監査基準及び令和3年度工事監査(第1期:こども・若者未来局)実施計画に 基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 注意事項

保育課が実施した旧青根児童保育園復旧修繕は、旧青根児童保育園を地域で有効活用するために改修を行うもので、公共建築課に設計及び施工監理を依頼し、実施することとしていた。

新型コロナウイルス感染症の影響により地域の要望等の調整が遅れ、予定していた工期の確保が難しくなったこと及び調整した修繕内容が保育課において施工監理できる内容であったことから、公共建築課が作成していた設計図書の決裁から施工監理及び検査までを保育課において行うことで、設計図書の決裁等に要する期間を短縮し、工期の確保を図ったということであった。

当該修繕に係る事務を確認したところ、受注者から提出された施工計画書に複合施設であるなど当該施設と異なる内容の記載が散見され、また、施設の天井に不必要な点検口が設置されるなど施工監理に不十分な点が見られた。

設計及び施工監理は、施工内容の技術的難易度やその専門性により公共建築課と協議の上で判断を行い適切に執行するとともに、変更を行う場合にはその内容を文書等により明確にして、適切に事務を執行するよう注意する。

なお、公共建築課においては、修繕等の適切な執行に資するため、所管課が実施する修繕等の設計及び施工監理に携わる基準の策定等について検討されたい。

(2) 今回の工事監査におけるその他の工事等に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。